

てあいきらり

No.77
2026.3



目黒区
男女平等・
共同参画
センターだより

[P2 ~ P4 特集]

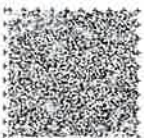
世界から見た日本のジェンダー
ジェンダー平等停滞国からの脱却を目指して
一戦後80年を経た課題
追手門学院大学教授 三成 美保 氏

[P5] 目黒区男女平等フォーラム2025
ジェンダーと防災 最新の避難所づくりを考えよう!

[P6] きらり! 情報局
「ワーク・ライフ・バランス 時代とともに変化する会社」
TSP 太陽株式会社

[P7] 男女平等・共同参画センターの令和7年度講座紹介

[P8] 男女平等・共同参画センター相談窓口のご案内ほか



特集

世界から見た日本のジェンダー

ジェンダー平等停滞国からの脱却を目指して ―戦後80年を経た課題―

「ジェンダー平等停滞国」

日本

21世紀日本は「ジェンダー平等停滞国」です。「停滞」には、二つの意味があります。「後進」ではなく「停滞」ということ、国際社会の「進展」に比しての「停滞」(Stagnation)。

日本は決して「ジェンダー平等後進国」ではありません。1946年に成立した日本国憲法は、一般的平等(14条)に加えて、「家族における男女平等」(24条)「個人の尊厳と両性の本質的平等」(14条)を定めています。当時、「家族における男女平等」にまで踏み込んだ規定をもつ憲法はなく、日本国憲法は、画期的なジェンダー平等規定を持つわけて先進的な憲法であったと言えます。日本は、世界に先駆けて、法

的形式的なジェンダー平等を達成した国だったので。

けれども、80年にわたる戦後日本社会では社会的実質的なジェンダー平等が拡大しました。90年代には国際的動向にあわせてジェンダー平等に向けた機運が高まりましたが、21世紀を迎えたとたん、ジェンダーバックラッシュが強まります。それから四半世紀——この間の停滞のツケは大きく、日本社会はいまなおジェンダー不平等にあえいでいます。

戦後80年の変化

―夫婦の姓を中心に―

「法的形式的平等」と「社会的実質的不平等」が重なった典型例が、夫婦の姓です。ドイツと比較してみましょう。



追手門学院大学
教授

三成 美保 氏

日本社会では、法的形式的なジェンダー平等と社会的実質的なジェンダー平等が共存するという奇妙な現象が続きました。その経緯は、大きく四段階に分けることができます(図1)。

① 戦後民主化期(1945～55年)には、改正民法によって、夫婦の法的形式的平等が実現しました。けれども、落とし穴もありました。戸籍制度が、家本位から夫婦家族本位へと再編されながらも存続し、戸籍筆頭者(かつての戸主)の姓が夫婦の共通姓となり、同姓が強制されたために、夫姓が一般化しました(今でも94%が夫姓)。

② 高度経済成長期(1955～73年)には、男性間の格差が縮小し、家族が規格化された結果、社会的実質的ジェンダー不平等が覆い隠され

戦前、明治民法は「家」姓(事実上の夫姓)、ドイツ民法は夫姓を法定していました。戦後日本では、憲法24条に基づき民法改正(1947年)で「家」が廃止され、法的形式的には、姓は夫婦平等になりました。しかし、ドイツで姓が夫婦平等になるのは1976年のこと——日本より30年ほど遅れます。問題は、その後です。1990年代以降のドイツにおけるジェンダー平等の展開は日本をはるかに上回りました。ドイツでは、90年代に選択別姓に切り替わり、メルケル前首相は別姓を選択しています。現在では、夫姓が4分の3と多数を占めるものの、多様な姓選択が定着しています。しかし、姓選択の多様化による家族崩壊は報告されていません。

夫婦の姓が示すように、戦後80年間、

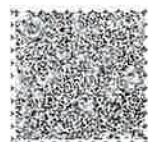
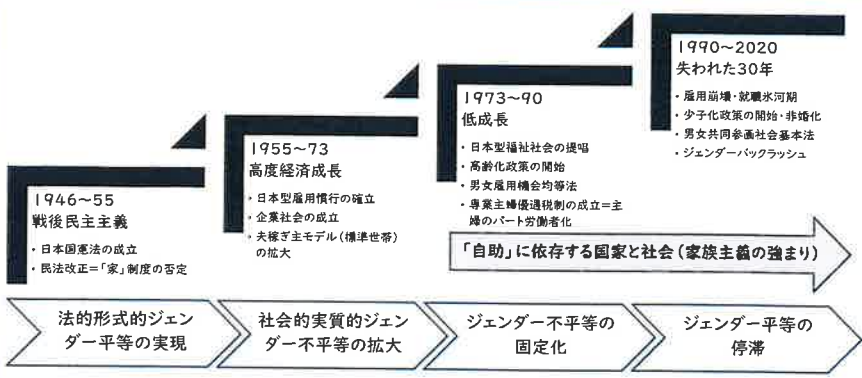


図1：戦後80年におけるジェンダー平等の展開



ました。終身雇用・年功序列・企業別組合を3本柱とする「日本型雇用慣行」の下、労働組合は、社宅や住居手当、扶養手当などを含む「家族賃金」の保障を勝ち取り、夫稼ぎ主型の核家族(いわゆる「近代家族」)が都市部で広がっていきます。

夫稼ぎ主型家族は、「標準世帯」(一方が稼ぎ主である夫婦と子二人から

なる世帯)と呼ばれ、国の統計の基本単位とされました。国民皆婚時代が訪れ、男性は「稼ぎ主・世帯主・戸籍筆頭者」という3点セットで「男らしさ」を内面化していくようになります。姓は、「家族の一体性」の象徴とみなされました。「夫稼ぎ主+夫姓」型家族はリアルな存在でした。新しい生活様式として理想化された郊外型の大規模団地は職任分離を進め、規格化された居住区間で「夫は仕事/妻は家事育児」という性別役割分担が生活実態として固定化していったのです。

③ 低成長期(1973~90年)に提唱されたのが、「日本型福祉社会」です。「日本型福祉社会」とは、福祉を公助(税金)で担うのではなく、自助(家族による無償ケア労働)を軸とし、足りない部分を共助(地域社会や公助で補うという福祉国家モデル)です。家族主義的なモデルと言えるでしょう。この時期には、均等法が成立したものの、同時期に導入された専業主婦優遇税制によって主婦の

パート労働者化が進み始めました。

④ 「失われた30年」(1990~2020年)には、戦後日本の制度や社会の歪みがあらわになりました。「一億総中流社会」という幻想が崩れて「格差社会」が出現し、夫稼ぎ主の雇用の安定が失われて(雇用崩壊)、「就職氷河期」が到来しました。少子化・高齢化・非婚化が進み、高齢者単身世帯が急増していきます。

一方、国際社会の動向にあわせて、90年代にはジェンダー平等も進み始めます。その成果が、民法改正要綱(1996年)や男女共同参画社会基本法(1999年)の成立でした。民法改正要綱には、婚外子相続差別の撤廃や選択的夫婦別姓などが盛り込まれていました。婚外子相続差別解消は最高裁違憲判決(2013年)まで持ち越され、選択的夫婦別姓は2025年国会にはじめて上程されたものの、継続審議になりました。通称使用法制化の動きもありますが、一方が姓変更を強制されるという意味では、本質的解決とは言えないで

しょう。

同姓強制は明治民法以来の120年余りの短い歴史しかもたず、今では世界で日本だけという状況です。2024~25年にわたり、裁判所は国際的動向に即して、従来の合憲判決を覆し、婚姻平等や法的性別変更要件について積極的に違憲判断を出しています。別姓訴訟もこれまで2回合憲判断が続いていますが、3度目となる今回の別姓訴訟では、判断が変わる可能性もあります。

ジェンダー不平等を

どう乗り越えるか

いまなお残るジェンダー不平等を克服するためには何が必要でしょうか。特に重要な点を3点挙げておきましょう。

第一は、家族主義の克服です。ここですべて家族主義は、「家族の一体性」を強調し、家族を国家の基本的単位とみなす価値観を指します。同姓

強制は家族主義の反映です。こうした家族主義は、しばしば、ジェンダー平等の進展を阻む方向に作用します。たしかに、家族は重要な親密集団であり、基本的な生活共同体の一つです。しかし、21世紀日本では、不可逆的に家族の多様化が進んでいます。かつての「標準世帯」に近い「父・母・未婚子」世帯は全世帯の4分の1に減り、単身世帯が3分の1以上を占めます。子ども（18歳未満）のない世帯は8割以上に上り、子どもがいる世帯でも8割近い世帯で母親が働いています（2023年厚労省調査）。このような社会変化に即して、「個人の尊厳」や選択権を保障する制度設計が求められます。

第二は、国連女性差別撤廃委員会からの勧告の尊重です。1985年に女性差別撤廃条約を批准して以来、日本政府は9回レポートを提出し、6回の審査を受けています。勧告事項にはそれなりに対応していますが、家族問題への対応が鈍いことがわかります（図2）。選択別姓は、再三にわたって勧告されていますが、いまだに放置された

ままです。すでに世論は過半数が賛成し、経団連も賛成しています。ところが、「別姓は家族の絆を壊す」「子どもが可哀想」といった反対論のために、法改正が実現していません。姓は、あくまで個人の標識の一つです。「家族の一体性」を表す記号ではありません。

第三は、ジェンダー差別の「交差性」

（複合性）の克服です。差別は単独では起こらず、しばしば複数の差別が重なり合って起こります。しかし、重なり合うがゆえに差別が不可視化されやすくなるのです。国連は、こうした交差差別を解消するために「包括的差別禁止法」の制定を促しています。日本には、障害や国籍、SOG（性的指向・

性自認）などいくつかの属性ごとの差別解消法や理解増進法はあるのですが、罰則規定を伴う差別禁止法はありません。

ひとつものがグローバルに動く21世紀社会では、SDGs目標が示すように、ジェンダー平等は国際社会共通の課題です。家族主義を越え、国際条約を遵守し、国際的課題に率先して取り組む——ジェンダー平等の推進は、国内の深刻な問題を解消するための必須の課題であり、日本の国際的信頼を高める重要な手がかりとなるでしょう。

図2：女性差別撤廃委員会（CEDAW）審査と日本政府への勧告

審査（最終見解）	主な指摘事項	日本の対応
第1回審査（1988年） 第1回報告	・夫姓98%の是正・再婚禁止期間（6ヶ月）の是正・育児休業制度の導入	・1991年育児休業法制定
第2回審査（1991年） 第2・3回報告	・均等法の充実 ・戦時慰安婦問題への対応	・1997年均等法改正
第3回審査（2003年） 第4・5回報告	・間接差別の導入・DV法改正・戦時慰安婦問題への対応・人身売買への対応 ・女性参画の促進・婚外子差別の是正	・2004/2007年DV法改正 ・2005年第2次男女共同参画基本計画での数値目標設定 ・2005年人身売買罪新設（刑法） ・2005年間接差別新設（均等法）
第4回審査（2009年） 第6回報告	・2003年勧告への対応は「不十分であり遺憾」・民法改正（夫婦同姓・婚姻適齢の改正）は「直ちに行動を」	・2009年第3次男女共同参画基本計画での数値目標設定
第5回審査（2016年） 第7・8回報告	・「女性に対する暴力」への対応・民法改正（婚姻適齢・夫婦の姓）・暫定的特別措置（クォータ制）	・刑法改正（2017年・2023年） ・18歳成人=婚姻適齢/選択別姓には慎重 ・候補者均等法（2018年）=クォータは政党の任意
第6回審査（2024年） 第9回報告	・選択的夫婦別姓の導入・クォータ制の導入・男女賃金格差是正・LGBTなどマイノリティへの複合的差別の解消・母体保護法改正（配偶者の同意）・選択議定書の批准・国内人権機関の設置	

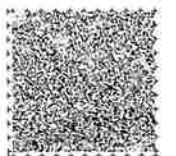
執筆者紹介

三成 美保（みつなり みほ）

ドイツや日本におけるジェンダー法学・ジェンダー史・比較法文化史を研究。追手門学院大学法学部教授、奈良女子大学名誉教授（元副学長）、日本ジェンダー学会会長のほか（元）大阪府男女共同参画審議会会長など自治体関係の役職も歴任。

参考資料

- 共編著「ジェンダー事典」丸善出版 2024年
- 共著「女性の政治参画をどう進めるか」日本学術協力財団2024年
- 共著「同性婚のこれから」婚姻の自由・平等のために法と政治ができること」花伝社2024年
- 共編著「歴史を読み管える—ジェンダーから見た世界史」大月書店2014年（2026年に増補改訂版を予定）



目黒区男女平等フォーラム 2025

「ジェンダーと防災 最新の避難所づくりを考えよう！」



日時・会場	令和7年11月1日(土) 13:00～16:00 目黒区総合庁舎本館2階大会議室
内容	第1部 13:00～14:00 防災用品の展示、学生による説明有り 第2部 14:00～16:00 講座とワークショップ
講師	東京大学大学院情報学環 生産技術研究所 准教授 沼田 宗純(ぬまだ むねよし)氏

男女平等フォーラムは「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」に基づき、区と区民で構成する「目黒区男女平等・共同参画センター運営委員会」の企画・運営により毎年開催しています。今回のフォーラムでは区民から関心の高い「防災」に焦点を当て、「ジェンダーと防災」という観点で企画しました。講師は防災研究の第一人者である東京大学大学院情報学環生産技術研究所准教授の沼田宗純先生にお願いし、「ジェンダー視点による避難所運営を考える」をテーマにご講演いただきました。

今回のフォーラムでは2つのプログラムを実施しました。第一部は防災用品の展示、第一部が講演とワークショップという構成です。

第一部では、東京大学大学院の学生にご協力いただき、避難所で使用する段ボールベッドや携帯用トイレなど防災用品の使用方法について展示説明を行いました。参加者も熱

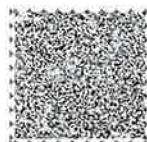
心に耳を傾けており、防災意識の高まりを実感しました。

第二部の講演とワークショップには多くの方が参加されました。沼田先生からは貴重な提言を数多くいただきましたが、特に印象に残った内容をご紹介します。

- ・ ジェンダーの本質は、性別による固定役割や格差を生まないこと。女性に配慮で終わらせず、すべての避難者の困りごとを想像する枠組みにすることが重要
- ・ 避難所運営には避難者理解の視点が不可欠。多様な避難者の背景・ニーズを理解することに加え、「Sympathy(同情)」から「Empathy(共感)」へ、想像力を持った対応が求められる
- ・ 他者への共感を持つには、運営組織の中にジェンダー平等の意識を根付かせることが必要。平時からの多様な住民参加を出発点とした「共感できる組織づくり」が、共感的な避難所運営を生む
- ・ 運営ルール・レイアウト・物資・防犯など計画の全段階にジェンダーを埋め込む

- ・ 組織の男女比をおおむね半々にし、フラットに議論できる環境を整えると、「ジェンダー視点」を意識しなくても平等に近づける

講演に引き続き行われたワークショップでは、参加者がグループに分かれて、避難所運営や利用する際の心がけ、避難所に必要な防災用品、女性、子ども、要配慮者への対応で気を付けることなどについて活発な意見交換を行いました。その議論を踏まえて「避難所での心得ー防災チェックリスト」を作成、成果を発表してフォーラムは終了となりました。参加者アンケートでは90%の方が高評価、もっと話を聞きたかったとの声も聞かれるなど、大変実りのあるフォーラムとなりました。



きらり! 情報局

ワーク・ライフ・バランス
時代とともに変化する会社



三浦さん



一条さん

繁忙期には多忙を極めるイベント業界にあって、目黒区東山に本社を置くTSP太陽株式会社は、時代とともに変化してきました。「風通しの良い職場環境」を武器に、厚生労働省の「えるぼし認定」(注)を取得するなどの努力により、最近の新入社員定着率は100%と大切な社員の就労環境を整えることに成功しています。今回はいずれも新卒採用で入社し、子育て真っ最中の社員お二人にお話を伺いました。(文中氏名：敬称略)

(注) えるぼし認定：女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍の状況等の計画の策定・届出等を行った企業のうち、女性の活躍に関する取り組みの実施状況が優良な企業について、申請により厚生労働大臣から受ける認定制度

子育てと仕事を両立できる会社の支援制度は？

一条：入社20年目で営業畑一筋。営業課長を3年間勤めた後に出産。職場復帰後は新規クライアントを拡大していくミッションに挑戦。現在は営業企画室新規開発課課長を任されています。

社内の女性の中でも育休・産休を取得し、復職した最初の世代であり、上を見れば女性社員は妊娠したら退職、男性社員は仕事一筋だった中、育休・産休を取得しました。周囲は慣れていないということもあり、対応や環境配慮に一部戸惑いも感じながらも、あたたかく応援してもらい、出産後7か月間の育休を取得。会社に復帰したとき、営

業部から営業企画室へ異動となりました。営業部は繁忙期の長時間労働も多かったため、会社からの配慮があったと思います。仕事と子育ての両立が無理なら退職も考えたこともありましたが、女性の採用が増えたことや周囲の協力、社内制度の整備等もあり留まることを選びました。特に「時差出勤」「子の看護等休暇」に助けられています。子育てをするうえで、もう少し柔軟なフレックスタイムがあればさらに良かったかもしれません。

業務以外では社内の「ワークライフデザイン委員会」において、社内の理解促進や制度の充実につながればという思いで、産休・育休取得者としての経験を座談会で話すなどしました。

今は「自分が手掛けたイベントを子どもにみてもらいたい」と思っています。

三浦：入社12年目で現在は財務部財務課所属。以前は営業部に所属していましたが、妻の出産を機に財務部に異動。2か月間の育児休暇を取得しました。そのころ営業部にて国際的なスポーツイベントに携わっていましたが、業務途中でチームメンバーに引き継ぐことになりました。復帰後は土日

に休める環境を求め転職活動もしましたが、部署異動を提案いただき、TSP太陽で働き続けることができました。

入社時から「育休を取ります」と宣言

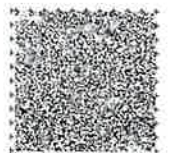
していたこともあり、周囲の理解も得られ、育休は取りやすかった印象があります。残業はありませんが、子どもの緊急時や行事の際には休むことができるので、会社の制度は整っていると感じています。

この業界では育休を取った男性はまだまだ少数です。男性社員の育休は数週間の取得では意味がなく、もっと長期の育休を取って初めて意味があると思っています。

取材を終えて

イベント業界は休日対応や時間外の業務が発生しやすいことで知られています。出産・育児というライフステージの変化に直面した時、この会社でやっていけるのかという不安から転職も考えたというお二人。しかし、会社の変化を遂げることにより、お二人も同じ会社で就労を続けることができました。社員を大切にしている会社の風土が功を奏し、育児をしながら仕事を楽しくておられるお二人の姿が大変印象的でした。

「きらり情報局」は、目黒区男女平等・共同参画センター運営員会のメンバーが取材・執筆しています。



令和7年度に実施した講座の紹介

目黒区男女平等・共同参画センターでは、男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくりに向けた事業を行っています。令和7年度は中目黒スクエア改修工事のため、総合庁舎に移転して7講座を実施しましたのでご紹介します。詳しくはこちらから▶



就労チャレンジ支援講座

自分らしく働く！ 自営型テレワークの基本と 副業・兼業のヒント

個人事業主
で働く方法
とは？

令和7年5月17日(土)
14:00~16:00 (13:30開場)

【講師】
特定非営利活動法人フラウネット
理事長 宮田 志保氏
石川県出身。正社員勤務を経て退職。その後、個人事業主として仕事復帰。
2003年に在宅就業者を支援する「特定非営利活動法人フラウネット」を設立。男性や育児、ライブイベントを大切にしながら、ネットカフェを継続し発展していくことの重要性を伝え、多様な働き方を提案する。

男性向け家事育児講座

出張！ さんきゅー パパプロジェクト

プレパパ、子育て中のパパ、特別でございませう！
夫婦共働きでお互いのホッパを応援しよう！

絵本の紹介や読み聞かせなど、親子で楽しめる体験型講座！

令和7年7/26(土)
14:00▶16:00 [13:30★]

講師 池田 浩久氏

- 育児・育児のとり方
- 家族間で育児に際する効果
- 子どもへの接し方

男女共同参画週間講座

津田梅子の生涯に学ぶ

女性のリーダー育成とジェンダー平等

令和7年6/28(土)
14:00▶16:00 (13:30★)

講師 高橋 裕子氏

会場 目黒区総合庁舎 大会議室(総合庁舎2階)

申込方法 インターネット▶

定員 100名 (先着・要予約)
可決終了いたします。
未就学児(抽選で4名)

ウェブサイト: <http://www.tsuda.ac.jp/>

男性向け家事育児講座

女性への暴力防止講座

DVに 負けない知識

配偶者暴力

参加無料

令和7年10/10(金)
14:00▶15:20

講師 山口のり子氏

- ▶ 配偶者暴力(DV)とは何か?
- ▶ なぜDVは起きるのか?
- ▶ 子どもに何をすべきか?
- ▶ 相手に支配されないチカラをつける!

女性への暴力防止講座

男女平等フォーラム2025

最新の避難所づくりを考えよう!

11/1(土) 12:45
13:00-16:00

「目黒区男女平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」に基づき、区と区民で構成する「目黒区男女平等・共同参画センター運営委員会」の企画・運営により、毎年開催しています。

PROGRAM

- 13:00-14:00 防災用品の展示 学生による説明あり
- 14:00-16:00 講座とワークショップ

講師 沼田 宗純氏

会場 目黒区総合庁舎 本館2階 大会議室
→ 目黒区上目黒二丁目19番15号

TEL 03-5721-8570

インターネット 二次元コードより申込

11歳~未就学児、4名程度先着受付(手紙確認) 予約手紙返信は10/17(金)までに申込まください。

男女平等フォーラム

夫婦別姓制度を学ぶ

講師 簡井 淳也氏

9/20(日) 14:00▶15:30

男女平等共同参画センター
運営委員会企画講座

性の多様性理解促進講座

あらためてジェンダー・セクシュアリティを考える

日時 11月20日(木)
14:00~15:30

会場 目黒区総合庁舎1階E会議室

講師 渡邊 歩氏 (筑波大学人間系研究員・公認心理師)

LGBT+を含む性的指向・性自認(SOG)に関する心理的支援や居場所づくり、啓発活動を大学・自治体で行いながら、これまでの実践経験を活かし「高等教育におけるLGBT+/SOGI支援」をテーマに研究を行う。

性の多様性理解促進講座



男女平等・共同参画センター相談窓口のご案内

こころの悩み なんでも相談

電話/面談

生き方、人間関係、DVなど、女性の心の悩みについて
カウンセラーが相談をお受けします。(匿名可)

専用番号：03(5721)8572

相談日時：火～土曜日 10:00～16:00

休業日：祝日、年末年始

面談希望：事前に電話で日時を予約して下さい。

からだの相談

電話/面談

女性のからだ全般の悩みについて、保健師が相談をお受けします。(匿名可)

専用番号：03(5721)8573

相談日時：第1・第3土曜日

10:00～12:00

休業日：8月と祝日・年末年始

面談希望：事前に電話で日時を予約して下さい。

法律相談

面談/要予約

女性弁護士が、結婚、離婚、扶養、財産、相続などの
相談をお受けします。相談内容が固まっていない場
合は、まず「こころの悩みなんでも相談」へご相談く
ださい。

予約電話：03(5721)8570

(相談日の2週間前から予約受付)

相談日時：第2・第4土曜日 9:30～12:05

休業日：8月と祝日・年末年始

対象：目黒区に在住、在勤、在学の女性

女性のための相談窓口

LGBT相談(電話のみ)

性的指向や性自認に関する困難や不安について、
専門相談員がお話をお聴きします。家族や友人、
支援者からの相談もお受けします。(匿名可)

専用番号：03(5721)8583

相談日時：第3土曜日 14:00～17:00

男女平等・共同参画オンブズを ご利用ください(苦情処理機関)

専門家が男女平等・共同参画や性の多様性
尊重の視点で、区民の皆さんの人権を守ります。
お気軽にご相談ください。

相談予約：人権政策課 ☎03(5722)9601

場所：目黒区総合庁舎本館1階
男女平等・共同参画オンブズ室

受付：月～金曜日 9:00～17:00

対象：目黒区に在住・在勤・在学のかた

費用：無料

目黒区男女平等・共同参画センターからのお知らせ

改修工事に伴い目黒区総合庁舎へ仮移転していました男女平
等・共同参画センターは、工事完了に伴い中目黒スクエアへ戻
り、令和8年4月から開館いたします。ご不便をおかけしまし
たが、今後ともよろしくお願いたします。



問合せ

目黒区男女平等・共同参画センター(目黒区中目黒2-10-13 中目黒スクエア8・9階)
☎03(5721)8570 FAX 03(5721)8574

開館時間

9:00～21:00(祝日は18:00まで)

休館日

月曜日、年末年始(12/28～1/4)

ホームページはこちらから→

